

# 議題 4

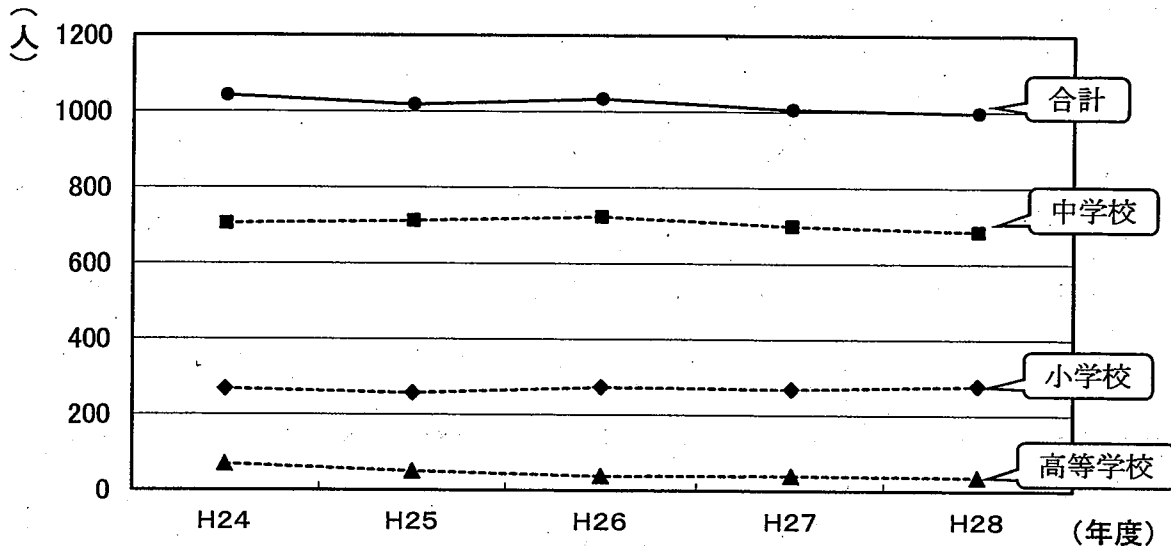
平成 29 年 11 月 14 日  
 学校教育部生徒指導課

## 平成28年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況について(報告)

### 1 不登校の状況

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。  
 なお、不登校児童生徒数は「不登校」を理由として、30日以上欠席した者の数である。

不登校児童生徒数の推移



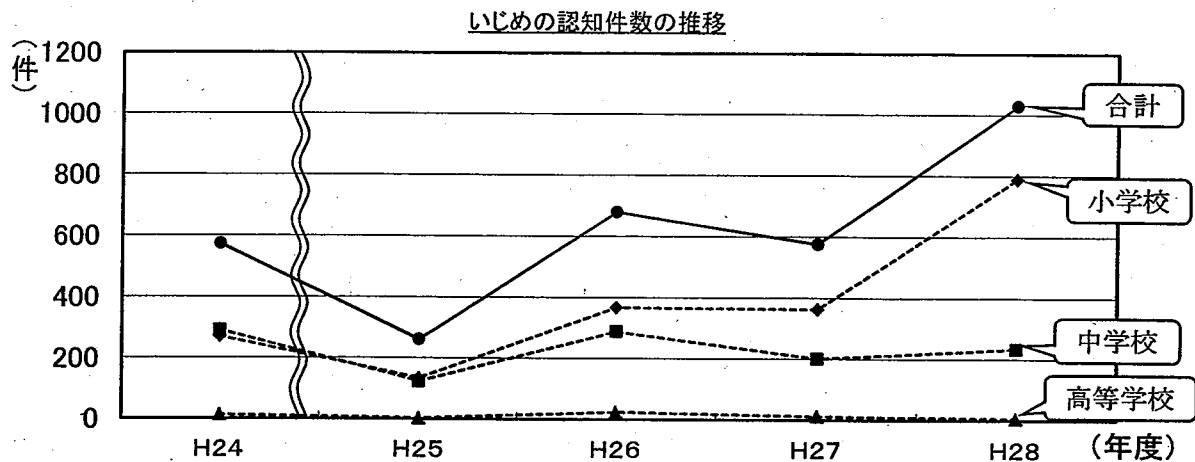
	区分	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	人数	268人	257人	273人	268人	277人
	割合	0.41%	0.39%	0.42%	0.41%	0.42%
中学校	人数	705人	712人	723人	699人	685人
	割合	2.41%	2.44%	2.48%	2.39%	2.35%
高等学校	人数	69人	50人	38人	39人	36人
	割合	1.16%	0.84%	0.64%	0.66%	0.61%
合計	人数	1,042人	1,019人	1,034人	1,006人	998人

- 平成28年度の不登校児童生徒数は、小学校277人、中学校685人、高等学校36人、合計998人であり、平成27年度と比較して全体で8人減少している。

全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合は、平成28年度は前年度に比べ、小学校では0.01ポイント上がっているが、中学校では0.04ポイント、高等学校では0.05ポイント下がっている。

## 2 いじめの状況

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。



※ 平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、いじめの定義が変更されている。

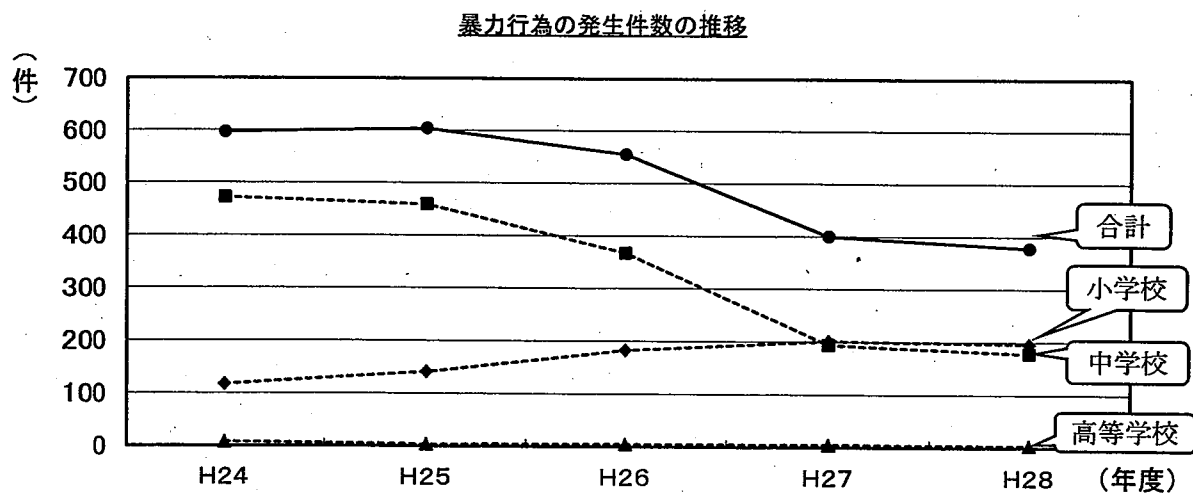
(件)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	270	135	367	363	789
中学校	291	124	288	201	234
高等学校	13	3	24	12	6
合計	574	262	679	576	1029

平成28年度のいじめの認知件数は、小学校789件、中学校234件、高等学校6件、合計1029件であり、平成27年度と比較して全体で453件増加している。

## 3 暴力行為の状況

暴力行為とは、児童生徒が起こした暴力行為を指すものとし、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の形態に分類して実態把握している。



(件)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	117	141	183	201	196
中学校	472	459	367	194	178
高等学校	8	4	5	5	4
合計	597	604	555	400	378

平成28年度の暴力行為の発生件数は、小学校196件、中学校178件、高等学校4件、合計378件であり、平成27年度と比較して全体で22件減少している。